

手数料表(例示)

サービスの種類及	手数料の額及び負担者										
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 (※1)	<table border="0"> <tr> <td>着手金</td> <td style="text-align: right;"><u>*****</u> 円 (%)</td> </tr> <tr> <td>相談・助言終了時</td> <td style="text-align: right;"><u>*****</u> 円 (%)</td> </tr> <tr> <td>成功報酬</td> <td style="text-align: right;"><u>*****</u> 円 (%)</td> </tr> </table> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。	着手金	<u>*****</u> 円 (%)	相談・助言終了時	<u>*****</u> 円 (%)	成功報酬	<u>*****</u> 円 (%)				
着手金	<u>*****</u> 円 (%)										
相談・助言終了時	<u>*****</u> 円 (%)										
成功報酬	<u>*****</u> 円 (%)										
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	<table border="0"> <tr> <td>成功報酬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</td> <td style="text-align: right;"><u>**% (または*****円)</u></td> </tr> <tr> <td>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</td> <td style="text-align: right;"><u>**% (または*****円)</u></td> </tr> </table> 手数料負担者は 求人者 とします。	成功報酬		(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)		職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の	<u>**% (または*****円)</u>	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)		職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の	<u>**% (または*****円)</u>
成功報酬											
(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)											
職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の	<u>**% (または*****円)</u>										
(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)											
職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の	<u>**% (または*****円)</u>										

提出時には、【様式例第3号-3】及び【(例示)】を抹消すること

不要な箇所は二重線等で抹消又は削除

手数料については、「\*\*%」又は「\*\*\*\*\*円」のみの記載でも可

上記手数料には、消費税(※3)が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 新規許可申請時は記載不要

事業所の名称及び所在地  
職業紹介事業所の所在地については、ビル名・階数まで記載

**※1：就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言**

(1) 「着手金」

「着手金」は、再就職支援の対象となる者を雇用中若しくは直前まで雇用していた雇用主（関係雇用主）からの依頼を受け、サービス開始時に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

(2) 「相談・助言終了時」

「相談・助言終了時」は、再就職支援の対象となる者に対して、再就職が容易にできるための専門的な相談・助言を行った際に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

(3) 「成功報酬」

「成功報酬」は、再就職支援の対象となる者に再就職先を紹介して雇用契約が成立した場合に手数料を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

なお、当該欄も手数料負担者は、通常「関係雇用主」となります。

**※2：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス**

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇%（または〇〇円）」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等がありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合

様式例第3号-3【再就職支援型】

は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇%（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※3：消費税課税事業者は、消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。